

地域生活支援拠点事業所として登録することで可能となる加算の概要

※この資料は、障がい福祉サービス等の給付費における地域生活支援拠点等にかかる加算等の概要をまとめたものです。

実際の請求にあたっては、法令等の規定を十分確認してください。

令和7年1月1日現在

サービス種別	加算名称	概要	加算する単位数	機能
・計画相談支援 ・障がい児相談支援	地域生活支援拠点等 相談強化加算	障がいの特性に起因して緊急に支援の必要が生じた障がい者（児）・保護者等からの要請に基づき、速やかに短期入所を利用するため、当該障がい者（児）に関する必要な情報の提供及び利用に関する調整（利用計画の作成も含む）を行った場合に、1人につき短期入所の利用に関する調整実績（回数）に応じて加算する。	700単位/回 （月4回まで）	①相談
	地域体制強化共同支援加算	相談支援専門員が、支援困難事例等について他の福祉サービス等の事業者と3者以上と共同して課題検討等を行い、在宅での療養上必要な説明および指導を行ったうえで、協議会等に文書により説明、報告した場合に加算する。	2,000単位	①相談 ⑤地域の体制づくり
・短期入所	登録に伴う加算	拠点等である事業所がサービス提供を行った場合、利用開始初日のみ所定単位数にさらに加算する。	100単位/日 （一定の重度障がい者等の場合は200単位/日、R6見直し）	②緊急時の受入
	（緊急短期入所受入加算） ※地域生活支援拠点の登録は不要	居宅においてその介護を行う者の急病等のやむを得ない理由により、短期入所を緊急に行った場合に、入所日から起算して7日（やむを得ない場合は14日）を限度として、当該利用者のみに加算する。	（Ⅰ）270単位/日（福祉型） （Ⅱ）500単位/日（医療型）	②緊急時の受入
	（定員超過特例加算） ※地域生活支援拠点の登録は不要	居宅においてその介護を行う者の急病等のやむを得ない理由により、定員を超えて受け入れた場合に、10日を限度として、当該利用者のみに加算する。（なお、当該機関は定員超過減算は適用しない。）	50単位/回	②緊急時の受入
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 （上記4事業利用時）	緊急時対応加算	居宅介護計画等に位置付けられていないサービス提供を、利用者又はその家族等の要請を受けてから24時間以内に行った場合、所定単位数にさらに加算する。	50単位/回	②緊急時の受入
・自立生活援助 ・重度障害者等包括支援 （自立生活援助利用時）	緊急時対応加算	利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において当該利用者またはその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに居宅等への訪問または一時的な滞在による支援を行った場合、所定単位数にさらに加算する。	50単位/回	②緊急時の受入
・地域定着支援	緊急時対応加算	利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において当該利用者またはその家族等からの要請に基づき、速やかに居宅等への訪問または一時的な滞在による支援を行った場合、所定単位数にさらに加算する。	50単位/回	②緊急時の受入
・生活介護 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援A型・B型	緊急時受入加算 （R6新設）	利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において当該利用者またはその家族等からの要請に基づき、夜間に速やかに居宅等への訪問または一時的な滞在による支援を行った場合、所定単位数にさらに加算する。	50単位/回	②緊急時の受入
	体験利用支援加算	地域移行支援の日中活動系サービスを体験的に利用した場合に、所定単位数にさらに加算する。	50単位/日 （月15日まで）	③体験の機会・場の提供
・地域移行支援	体験利用支援加算	地域移行支援の支給決定者で体験的な障がい福祉サービスの利用を希望している者に、サービスを利用するにあたっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、サービスの体験的な利用支援を行った場合に、所定単位数にさらに加算する。	50単位/日 （月15日まで）	③体験の機会・場の提供
	体験宿泊加算	地域移行計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に、所定単位数にさらに加算する。	50単位/日 （月15日まで）	③体験の機会・場の提供
・施設入所支援	地域移行促進加算 （R6新設）	地域移行に向けた動機付け支援として、体験的な宿泊支援やグループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行い、支援員が地域移行支援事業者との連絡調整等の相談支援を行った場合に加算する。	120単位/日（宿泊支援あり） 60単位/日（宿泊支援なし）	③体験の機会・場の提供 ⑤地域の体制づくり

サービス種別	加算名称	概要	加算する単位数	機能
・計画相談支援 ・障がい児相談支援 ・地域移行支援 ・自立生活援助 ・地域定着支援	地域生活支援拠点等 機能強化加算 (R6新設)	以下の①又は②のいずれかに該当する場合において加算する。 ①計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合 ②計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置付けられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関(基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合	500単位/月	①相談 ⑤地域の体制づくり